工作物	
水とみどりの景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書	
玉川上水沿い周辺地区	高さ10m以上の工作物又は高さ2m以上の擁壁、橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するもの
（１）規模	
①玉川上水に面する歩道や道路、隣接する公園、緑地等から見たときに、圧迫感を感じさせないよう、長大な壁面の工作物は避ける。	
記載欄	
（２）形態・意匠・色彩	
① 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」（杉並区景観計画P.96）に定める基準に適合したものとする。	
記載欄	
②玉川水上に面する歩道や道路、隣接する公園、緑地などの主要な眺望点から見たときに、玉川上水のみどり豊かな自然環境と調和する落ち着いた形態・意匠とする。	
記載欄	
③擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化等を行い、形態・意匠を工夫する。	
記載欄	
上記以外で特に景観に配慮した事項	
記載欄	